

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業業務委託  
 公募型プロポーザルに係る質問と回答

令和8(2026)年2月19日  
 栃木県保健福祉部高齢対策課

No	質問項目	質問内容	回答
1	広報対象について	仕様書には 「3 業務委託の内容 (4) 広報 ア 効果的な広報媒体及び広報時期を提案すること。ただし、介護事業所等へのリーフレット発送及び新聞掲載による広報は必ず行うこと。」 とありますが、リーフレットの送付先は法人と各事業所のどちらを想定していますか？	法人への送付を想定しています。
2	広報リーフレットの仕様について	仕様書には 「3 業務委託の内容 (4) 広報 ア 効果的な広報媒体及び広報時期を提案すること。ただし、介護事業所等へのリーフレット発送及び新聞掲載による広報は必ず行うこと。」 とありますが、リーフレットの内容及び仕様についてどのようなものを想定していますか？	リーフレットの基本仕様及び内容は以下のように想定しています。 ・形式 : A4 サイズ ・想定 : 両面カラー (片面のみでも可) ・デザイン: 図解を多用し分かりやすく。 ・掲載内容: 補助金の名称及び概要 補助金申請の流れ 募集期間・スケジュール 必要書類 問合せ先 等

3	補助対象経費等について	<p>仕様書の「別表1__補助対象経費等 別添1 介護事業所等に対するサービス継続支援事業」には、「対象経費の例」が例示されていますが、</p> <p>「実際の助成に当たっては、実施主体である都道府県が個々の事情を勘案し、本補助金の目的に則した支出であれば、幅広く対象として差し支えない。」とあります。</p> <p>栃木県として具体的な対象品目は確定していますか？</p>	<p>補助対象となる経費は事業の内容によって多岐にわたるため、特定の品目に事前に限定することは現時点では想定しておらず、妥当性・合理性を個別に審査する運用を想定しています。</p>
---	-------------	---	--